

近畿レインズからのお知らせ

「画面上で図面を作成する」機能が 使用できなくなります！

2022年1月より、近畿レインズは新システムに変わります。
新システムの図面登録方法は「自社で作成された図面をアップロードする」のみに、画面上で図面を作成する機能は廃止されます！
来年1月に新システムに切り替わると図面作成画面がなくなり、それまでに作成された図面の編集が一切できなくなります。なお、ハトマークサイトから物件登録の際の「協会サイト連携時の図面自動生成」も廃止となります。
※代替の図面作成方法として、近畿レインズのウェブサイト上で「Excel 図面テンプレート」を提供しています。

■詳細は、近畿レインズのホームページをご確認ください。
<http://www.member.kinkireins.or.jp/2022tougou/index.html>

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆
この機会に是非たっけんクラウドをご利用ください。
図面・販売チラシを作成できます！【無料】
☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

従業者証明書における押印規制廃止について

全宅連から、9月1日から、宅地建物取引業法施行規則等の一部改正により、従業者証明書における押印規制が廃止された旨通知がありましたのでお知らせします。(押印されている従業者証明書が無効になるわけではありません。)
※詳細については、本部・所属支部事務局にお問い合わせ願います。

【兵庫県からのお知らせ】 土地や家屋を取得した場合は 不動産取得税がかかります！

売買・贈与・交換・建築などによって不動産(土地・家屋)を取得(登記の有無は問いません)されると、不動産取得税の課税対象となります。不動産を取得した場合は、不動産取得申告書を提出してください。(申告書は県税事務所に備え付けてあるほか、県のホームページからもダウンロードできます。)納税については県税事務所から送付される納税通知書により、納めていただきます。
詳しくは、兵庫県ホームページをご覧ください、最寄りの県税事務所にお問い合わせください。
https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk22/pa04_000000020.html

「宅地建物取引士賠償責任保険制度」 新規募集のお知らせ

1. 申込締切日: 令和3年11月10日(水)
2. 保険期間: 令和3年12月1日午後4時から
令和4年12月1日午後4時まで
3. ご加入手続き: 協会ホームページに掲載の「加入申込書請求用紙」に必要事項を記入し、FAXにてご送付ください。
保険会社よりお手続き書類を後送させていただきます。

※既にご加入の会員の皆様はお申し出がない場合、前年度と同じ内容で自動継続されます。
ご加入プランは9月中旬頃に送付しますご案内ハガキをご覧くださいとともに、同保険制度パンフレット(全宅連リアルパートナー9月号に同封)でもあわせてご確認くださいませようお願い申し上げます。

「神戸市確認審査基準」等の一部改正について

神戸市では、建築基準法令の解釈・運用に関し、条例に基づく「神戸市確認審査基準」及び建築主事の取扱いをまとめた「神戸市建築主事取扱要領」を策定していますが、このたび、当該基準等の一部が改正されましたのでお知らせいたします。
詳細は、神戸市ホームページをご覧ください。
<https://www.city.kobe.lg.jp/a81042/business/todokede/jutakutoshikyoku/building/rule/20210901.html>

【滋賀県】浸水警戒区域の指定に伴う 宅地建物取引時における情報の提供について

滋賀県では、滋賀県流域治水の推進に関する条例を策定し、流域治水の推進に取り組まれています。
このたび、前記条例に基づく浸水警戒区域の指定が行われましたので、お知らせします。浸水警戒区域は、建築基準法第39条第1項の規定による「災害危険区域」となり、宅地建物取引業法第35条に規定する重要事項説明に該当しますのでご注意ください。
浸水警戒区域の指定状況
・大津市大石富川一丁目、二丁目および三丁目
詳細は、滋賀県流域治水政策室ホームページをご覧ください。
<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/kasenkoan/19549.html>

子ども110番の店への登録をお願いします！

「子ども110番の店」は子ども達を犯罪者から守る為の制度です。
①下記申込書に必要事項をご記入のうえ、所属支部宛にご提出下さい。登録は、通りに面した店舗に限定しております。
②協力店名簿に掲載し、ステッカー、マニュアル、委嘱状を送付致します。

★過去に登録された方は再登録の必要はございません。

商号			
免許番号	知事・大臣 ()	号	
代表者名			
所在地	〒		
電話/FAX	電話:	FAX:	
所属支部			

ひょうご憩の宿(秋プラン)が 割引価格でご利用可能！

兵庫宅建は、一般財団法人「ひょうご憩の宿」との間で「宿泊施設利用契約」を提携しています。兵庫県下の5施設を会員皆さま方の「福利厚生施設」としてご利用いただくことができます。
憩の宿を割引価格でご利用いただくには、「優待カード」のご提示が必要です。「優待カード」は、兵庫宅建のホームページでダウンロードいただくか、最寄りの支部にて入手してください。
<http://www.htk.or.jp/topics/member/15946/>
(ID:hyoutaku, PW:4018)

※ご利用に当たっては下記をご確認ください。
・優待カードに「企業名」をご記入下さい。
・利用当日にフロントで「優待カード」を提示して下さい。
・何人のグループでご利用されても、お一人が「優待カード」を提示すれば全員が割引の対象となります。
・会員ご自身が同行されなくても、ご家族・ご親戚等のご利用だけでも結構です。